

# 東電 08年に防潮堤図面

東京電力福島第一原発事故をめぐって旧経営陣が強制起訴された裁判で、30日に開かれる初公判に、東電が事故前に津波対策を検討した防潮堤の図面が証拠として提出されることに関係者の話でわかった。検察官役の指定弁護士は東電側が津波の危険性を認識していたことを示す証拠と位置づけているとみられ、原発の安全対策について東電で行われた議論の解明につながる可能性がある。

## ▼3面 30日初公判

裁判では、業務上過失致死傷罪に問われた東電元会長の勝俣恒久被告(77)、いずれも元副社長の武藤栄被告(66)、武黒一郎被告(71)の3人が巨大な津波の襲来を予見し、適切な安全対策を取っていたかが焦点になる。指定弁護士は、検察が東電などから集めた膨大な資料を引き継ぎ、有罪立証にあたる。国や東電の調査とは違う角度から、事故の背景の解明が進むことも期待されている。

関係者によると、検察が東電側から集めた図面は複数あり、うち一つは東電の子会社が2008年4月に作成した。福島第一原発の東側の海岸沿いに防潮堤を設けることを想定し、標高10メートルにある原発を高さ10メートルの防潮堤(頂上部は標高20メートル)で守る内容になっていたという。

## 福島第一の津波対策 経緯解明の鍵？

政府事故調査委員会の報告書などによると、東電は08年3月、政府機関の新たな予測に基づき、同原発で予想される津波の高さが敷地の南側から最大「15・7メートル」、東側からは敷地の高さを超えないとする試算を得て、津波対策の検討を始めた。同7月になって土木学会に津波対策の検討を依頼することを決めたが対策は取られず、11年3月に同原発東側から推定高さ13メートルの津波に襲われた。

事故の捜査に当たった東京地検は、勝俣元会長ら3人を不起訴処分(嫌疑不十分)にした。その際、理由を「(東電が試算をもとに)原発の南側に防潮堤を建設しても、津波は防潮堤のない東側から襲来したので事故は回避できなかった」と説明。防潮堤と原発との位置関係の問題があったとの解釈を示していた。検察関係者によると、当時も防潮堤の図面は認識していたが、東電が津波対策を話し合うシミュレーションの一つで、膨大な書類の一部に過ぎないと判断されていたという。

東電は図面について「津波対策の経緯は『福島原子力事故調査報告書』にまとめて公表している。詳細は、係属中の訴訟に関わるため、回答を差し控えたい」とコメントしている。